

(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
 施行規則の一部を改正する省令案

該当箇所	御意見
<p>(大規模特定電気通信役務提供者の指定) 第8条第6項1号 不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの</p>	<p>「交流」の定義とは何か明確にすべきである。</p> <p>「交流」の定義次第では、不特定の利用者間の交流を主たる目的としたサービスの提供事業者の対象範囲が、「プラットフォームサービスに関する研究会」や「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の議論で想定している事業者・サービス以外に規制対象となる可能性がある。</p> <p>想定している事業者・サービスが当初の想定以上に広がることは厳に避けるべきであり、規制対象に関する要件・規定については、立法事実を照らし、慎重に議論の上、対象事業者を限定すべきである。</p>
<p>(申出者に対する通知) 第16条 法第二十五条第一項の総務省令で定める期間は、七日とする。</p>	<p>「七日」とする根拠として、「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」に記載「「一定の期間」の具体的な日数については、アンケート結果によれば、プラットフォーム事業者による不対応が一週間より長い期間続いた場合に許容できないとする人の割合が8割超に上ること、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案においては実務上一週間程度での削除が合理的であると考えられること等を踏まえれば、一週間程度とすることが適当」の部分を参考にしていると推測するが、これのみを基に期間を設定することは適当ではない。</p> <p>「実務上一週間程度での削除が合理的」としているが、「情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案」にも記載のあるチュッパチャプス事件（知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁）では、8日間での削除が合理的な期間内での対応と判断された一方で、これを超えた場合に直ちに不合理であるとの評価を受けるかどうかは必ずしも明らかではないと認識しており、あくまで参考に過ぎない。</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者向けの規定だとしても、送信防止措置や発信者情報の開示請求において、それ以外の事業者にも影響しうることも踏まえ、「七日」という日数について「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」の「一週間程度」に囚われることなく、改めて事業者側からも実務・実態を聴取した上で、慎重に検討すべきである。</p>

(2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
 における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

該当箇所	御意見
<p>(2) 「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」(第20条第1項第3号)</p> <p>①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」については、ECサイト、検索サイト、アプリストア等</p>	<p>①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」の例示にあるECサイトには、フリマサイト等の個人間取引のサイトも含まれるという認識でよいか。</p>
<p>2 侵害情報調査専門員(第24条)関係</p> <p>そのような業務の性質上、侵害情報調査専門員は、大規模特定電気通信役務提供者が提供するサービスの特性を十分に理解するとともに、我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある。</p> <p>具体的には、法令の知識又は文化的・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者(自然人に限る。)が考えられる。</p>	<p>侵害情報調査専門員に求める人材要件を、より具体的に記載する必要があると考える。</p> <p>第24条「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者」とは、どの程度の専門知識をもちあわせることが適当と考えるか。また、「日本の風俗・社会問題に十分な知識を有する者」とは、具体的にどのような人材を指すのか。</p>
<p>3 申出者に対する通知(第25条)関係</p>	<p>権利侵害の明白性については「侵害情報の流通によって」「権利が侵害されたことが明らかであるとき」と条文上規定されているが、権利侵害の明白性の判断を省令で定める7日以内に事業者が判断するのは困難である。</p> <p>第25条の申出者に対する通知は、判断・措置完了の通知ではなく、その時点での処理状況の通知ということか。</p>
<p>(3) 「やむを得ない理由」(第25条第2項第3号)</p>	<p>第25条2項第3号「やむを得ない理由」に、申し出者の申出内容に十分な根拠が示されていないことも含めるべきである。</p>
<p>1 送信防止措置の実施に関する基準等の公表(第26条)関係</p> <p>(1) 「できる限り具体的に」(第26条第2項第1号)</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者が策定する、送信防止措置の実施に関する基準は、「できる限り具体的に」(第26条第2項第1号)定められるべきである。</p>	<p>「プラットフォームサービスに関する第三次とりまとめ」では、削除指針の内容について、「過度に詳細な記載までは求めない」としていたが、他方、本ガイドラインでは「できる限り具体的に」定めるべきである、と記載されている。</p> <p>この点について、詳細な記載を求めると、社会的に問題とされる投稿であっても、詳細な判断基準を公表することの難しさから、事業者による主体的な運用をしづらくしたり、公表できないことを理由に積極的な対応がなされない事態を招く恐れがある。一方で、コンテンツモデレーションに関する基準が公表されないと、事業者が恣意的に運用して表現の自由を侵害する恐れがあ</p>

	る。主体的な運用の促進と表現の自由の保護とのバランスをどのように取るべきと考えているか。
3 措置の実施状況等の公表（第28条）関係 大規模特定電気通信役務提供者は、送信防止措置に係る毎年の実施状況を公表しなければならない。申出の受付の状況、各通知の実施状況、送信防止措置の実施状況等が公表事項となっている。	措置の実施状況等の公表を通じ、事業者に対する行政の指導や措置等の裁量が極めて大きくなることが懸念される。 事業者の措置の実施状況等の公表に関して、行政による評価や取り組むべき事項、あるべき指針の内容への指摘等を通じて、事業者が策定する指針や取組の内容が実質的に行政の裁量によって決められ、さらには一定の取組が実質的に義務付けられることとなり、送信防止措置の実施に関する基準等に沿った事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みとなることが懸念される。 したがって、当該項目については、上記のような結果につながることはないよう、極めて慎重な対応が必要であるが、今後どのような方針に沿って運用をしていく予定か。

(3) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
第 26 条に関するガイドライン案

該当箇所	御意見
はじめに 本ガイドラインの目的 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項第 2 号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示すると、以下のとおりである。 P. 4 以下においては、 <u>特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利を侵害する場合を</u> 対象とすることとし、対象となる権利・利益を例示列挙する。	本ガイドラインにおいて触れられる権利侵害の例示列挙は、第 26 条第 1 項第 2 号のみならず「第二章 損害賠償責任の制限」などに登場する「他人の権利を不当に侵害する（情報の送信）」にも準用して解釈できる、つまり、大規模プラットフォーム以外にも、発信者情報開示や送信防止措置において活用できるとの理解でよい。
1-1-8. 著作権及び著作隣接権 なお、既存の裁判例上、著作権侵害の主体としては、直接的に侵害行為を行った者のほか、一定の場合には、直接的な行為者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の主体となる場合がある（最判令和 4 年 10 月 24 日民集 76 巻 6 号 1348 頁、最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 巻 第 1 号 399 頁参照）。	「なお、…」以下の裁判例への言及は削除すべきである。 ①大規模特定電気通信役務提供者は、プラットフォーム上でなされた行為が著作権侵害か否かを判断するのであって、自身の著作権侵害責任について判断することはない。②また、規範的な判断は、条文から明白に導かれるものではないため諸般の事情を考慮して裁

	<p>判所が行うべきものであり、一民間事業者である大規模特定電気通信役務提供者に委ねるべきものではない。従って、上記裁判例に言及することは不適切である。</p>
<p>1-1-9. 商標権</p> <p>商標法（昭和 34 年法律第 127 号）においては、①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が指定商品について登録商標を使用する行為、又は②業として役務を提供し、又は証明する者が指定役務について登録商標を使用する行為を、商標権者や専用使用権者の許諾なく行った場合、原則として、商標権侵害が成立するものとされている。また、③指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用、又は④指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用についても、商標権者以外の者が行った場合、原則として、商標権侵害に当たるものとみなされる。</p>	<p>プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」においては、「情報の流通による商標権の侵害」の要件について、「①業として商品を譲渡等する者が、②商標権者の商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、③商品を譲渡するために商標が付された商品の写真をウェブページ上に掲載する行為、又は登録商標と同一又は類似の商標を（広告等を内容とする情報に付して）ウェブページ上で表示する行為は商標権を侵害していると考えられることとなる。」とされていた点、</p> <p>本ガイドラインにおいては、「①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が指定商品について登録商標を使用する行為、又は②業として役務を提供し、又は証明する者が指定役務について登録商標を使用する行為」にのみ業の要件が記載されており、「③指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用、又は④指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用」については業の要件について触れられていない。③④についても業を要件とする場合は、その旨を明示されたい。</p>
<p>1-1-9. 商標権</p> <p>上記の「使用」に当たる行為のうち、特定電気通信による情報の流通において考えられるものとしては、例えば、役務を提供するために標章を役務提供者のアカウント名やアカウント画像等に用いる行為や、標章が付された商品の写真をウェブページ上に掲載して広告情報を提供する行為、その他の商品や役務に関する広告等を内容とする情報に標章を付してウェブページ上で表示する行為が挙げられる。</p>	<p>プラットフォームで広く用いられ、かつ商標権侵害の検討俎上に頻繁にあがるものとして、商品や役務に関する広告等において、標章を#（ハッシュタグ）にて使用する行為についても、先の令和 3 年 9 月 27 日判決（大阪地裁 令和 2 年（ワ）第 8061 号）等を踏まえつつ言及していただきたい。</p>
<p>1-1-9. 商標権</p> <p>ただし、日本国外においてその国の商標権者等が商標を付した商品を正規代理店以外の第三者が日本国内に輸入し販売する、いわゆる並行輸入の場合には、一定の要件の下、商標権侵害に当たらないものとされており、この点につき留意する必要がある（最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 巻 2 号 125 頁参照）。</p>	<p>「ただし、…」以下の判例への言及は削除すべきである。仮に削除しない場合は、以下の通り修文すべきである。</p> <p>「ただし、日本国外においてその国の商標権者等が商標を付した商品を正規代理店以外の第三者が日本国内に輸入し販売する、いわゆる並行輸入の場合には、一定の要件の下、商標権侵害に当たらないものとする最高裁の判例が存在するため（最判平成 15 年 2 月</p>

	<p>27 日民集 57 卷 2 号 125 頁参照)、当該抗弁事由に関しては、侵害該当性を阻却する理由として考慮すべきである。」</p> <p>商標権侵害に対する抗弁事由については、真正品の並行輸入以外にも存在するところ、何ら限定等つけずに上記判例に言及した場合は、大規模特定電気通信役務提供者が商標権侵害の成否を判断するにあたり全ての抗弁事由を考慮すべきと解釈する余地を与えるが、一民間事業者である大規模特定電気通信役務提供者に全ての抗弁事由を考慮して商標権侵害の成否を判断させるのは困難である。従って、当該判例への言及部分は削除すべきである。</p> <p>仮に削除しない場合は、最高裁が定立した要件が明確な真正品の並行輸入の場合のみ、抗弁事由として考慮するように修正すべきである。</p>
<p>1-1-9. 商標権</p> <p>また、既存の裁判例上、商標権侵害の主体として、直接的に侵害行為を行った者のほか、一定の場合には、直接的な行為者以外の者が、規範的な行為主体として商標権侵害の主体となる場合がある（知財高判平成 24 年 2 月 14 日判タ 1404 号 217 頁参照）。</p>	<p>「また、…」以下の裁判例への言及は削除すべきである。</p> <p>①大規模特定電気通信役務提供者は、プラットフォーム上でなされた行為が商標権侵害か否かを判断するのであって、自身の商標権侵害責任について判断することはない。②また、規範的な判断は、条文から明白に導かれるものではないため諸般の事情を考慮して裁判所が行うべきものであり、一民間事業者である大規模特定電気通信役務提供者に委ねるべきものではない。従って、上記裁判例に言及することは不適切である。</p>
<p>1-1-10. 営業上の利益</p>	<p>本項の記載構成についての質問となるが、不正競争防止法第 2 条第 1 項各号のいずれにも当てはまらない場合でも、営業上の利益を害するものと解せる場合であれば本項の射程となるとの理解でよいか。</p>
<p>1-2-2. 条理上の義務があると認められる場合</p> <p>プラットフォーム事業者等は、一定の条件の下で、権利侵害情報を削除する条理上の作為義務を負い</p>	<p>本項はプラットフォーム事業者が作為義務を負うことがあるという前提について述べているものであり、実際に義務を負うか否かは「一定の条件」に拠るものであり、そちらについては本項では触れていないとの理解である。情報流通プラットフォームの分野において既に確立した条件があるわけではなく、個別の事情によって判断が異なるはずであるから、「一定の条件」との記載は不相当であり、「一定の条件」を削除した上で、以下のように修文すべきである。</p> <p>「プラットフォーム事業者等は、権利侵</p>

	<p>害情報を削除する条理上の作為義務を負っているにも関わらず、当該作為義務を果たさなかったと判断される場合には、不法行為責任を負い得るものと考えられている。」</p>
<p>2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合</p> <p>また、プラットフォーム事業者等が提供するサービスにおいて利用者が犯罪を構成する投稿を行った場合、個別の事情の下では、投稿者による投稿行為について、当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立することもある。</p>	<p>ここでいう「個別の事情」とは、上述の「プラットフォームの設置目的や管理・運営状況、法令違反情報の流通を助長する行為の有無・内容等の諸般の事情」という理解であるが相違ないか。そうでない場合はどのような事情が想定されるかも含め、意図される所をご教示いただきたい。</p> <p>また、「当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立することもある」と記載している点について、情報流通プラットフォームの分野において幫助犯の成立に関して判断基準が確立しているわけではない。幫助犯が比較的容易に成立するかのような記載ぶりは、プラットフォーム事業者による過剰な対応を招き、利用者への萎縮効果を含む表現の自由への悪影響を及ぼしかねないことから、以下のように修文すべきである。</p> <p>「また、プラットフォーム事業者等が提供するサービスにおいて利用者が犯罪を構成する投稿を行った場合、当該プラットフォーム事業者の作為または不作為が当該犯罪を幫助したと認められるような個別の事情が存在する場合には、投稿者による投稿行為について、投稿者を正犯とし、当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立する可能性もある。」</p>

以上